

資料 9

雑踏警備実施要領について（例規）

「昭和 61 年 11 月 17 日兵警ら例規第 25 号警察本部長」
[沿革]平成 4 年 6 月本部訓令第 27 号，12 年 6 月第 3 号改正

雑踏警備要領を下記のように制定し，昭和 61 年 12 月 1 日から実施する。
なお、雑踏警備実施要領の制定について（昭和 31 年訓達第 5 号）及び公営競技場の警備について（昭和 36 年 5 月 2 日付兵警ら発第 116 号、兵警備発第 222 号）は、廃止する。

記

第 1 趣旨

この要領は、祭礼、公営競技、花火大会、興業その他の行事等の開催により特定の場所に多数の人が一時的に集合することに起因する事件事故及び紛争事案（以下「事件事故等」という。）の発生を防止するための雑踏警備実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 基本方針

- 1 雑踏警備実施においては、事前に行事等の主催者側と緊密な連携を保ち、行事等の内容、当該場所の地理的条件、人手の予想等を把握して情勢判断を的確に行い、合理的かつ効果的な部隊活動により事件事故等の防止を図るものとする。
- 2 雑踏警備実施は、主催者側の自主警備を原則とし、警察は、主催者側に対する指導、助言を積極的に行うとともに、主催者側で措置できない犯罪の予防検挙、交通規制その他事件事故等防止上の必要な措置をとるものとする。

第 3 特殊性

雑踏警備実施の対象となる群衆は、宗教的行事、季節的行事等を通じて生活に潤いを求めようとする不特定多数の人の集まりで、統制を欠き、群衆心理に影響されやすく、ささいな原因から事故に発展するおそれがあるなどの特殊性を有していることから、これに適応した警備を行わなければならない。

第 4 計画策定の区分

雑踏警備実施計画は、警察署において策定するものとする。ただし、次の場合は、警察本部において策定し、又は調整するものとする。

- (1) 警備の規模が特に大きく、長期にわたるとき。
- (2) 警備が二つ以上の警察署の管内に及ぶとき。
- (3) その他警察本部長（以下「本部長」という。）が指示するとき。

第 5 計画の内容

雑踏警備実施計画は、おおむね次の事項について策定するものとする。

- (1) 日時、場所及び行事等の内容
- (2) 情勢判断
- (3) 警備方針
- (4) 警備本部及び警備詰所の設置
- (5) 警備部隊の編成及び任務

- (6) 警備要点
- (7) 危険防止の措置
- (8) 交通規制
- (9) 広報
- (10) 装備資機材
- (11) 事件事故発生時の措置

第6 事前準備

1 主催者側との連携

事前に主催者側と緊密な連携を保ち、次の事項について綿密に検討するとともに、事件事故等防止上の必要な指導、助言を行うものとする。この場合において、主催者側との連絡は、警察署の地域課長等が行うものとする。

- (1) 群衆が集合し、又は通過する施設、場所及び地域の状況
- (2) 行事等の内容から予想される群衆の反応
- (3) 群衆に対する広報活動の手段
- (4) 救護所、避難場所、緊急通路、便所等

2 実地踏査

事前に必ず実地踏査を行い、行事等の内容と現場の地理的条件等を勘案して事件事故等の原因となる事象の発見に努め、危険防止等の措置をとるとともに、警備要点を定め、警備方針、警備本部等の設置、交通規制、装備資機材等について検討するものとする

3 関係機関、団体への協力依頼

必要により交通機関、救護機関等の関係機関及び防犯協会、消防団等の関係団体の協力を要請するものとする。

第7 警備部隊の編成及び運用

1 警備要員の応援を必要とするときは、1箇月前までに、本部長に派遣要請（地域部地域課（以下「地域課」という。）経由。以下同じ。）を行うものとする。

2 警備部隊の編成に当たっては、定型的なものにとらわれることなく、部隊の総合力を発揮し、機動的な活動が展開できるように配意するものとする。

なお、公営競技に係る雑踏警備実施の現場責任者には、原則として警部以上の階級にあるものを充てること。

3 警備部隊の運用に当たっては、主催者側の警備要員の配置状況を勘案しながら警備要点へ重点的に配置するとともに、現場の状況に応じ、弾力的に行うものとする。

4 紛争事案その他予想外の事案の発生に対処するため、必要数の予備隊を確保し、その効果的な運用を図るものとする。

第8 危険防止の措置

1 著しく混雑する場所及び危険な道路、石段等の転倒しやすい場所については、警備要員を配置し、広報活動を行うものとする。

2 橋、溝、がけ等の転落しやすい場所については、危険個所の表示をするとともに、さくロープ等により事故防止の措置をとるものとする。

なお、これらの場所に群衆が集まるおそれがあるときは、欄干、溝、がけ等から相当の間隔を保ち、さくを設けること。

3 老朽の建物、施設等で破損、倒壊等の危険が予想されるものについては、その補強を行うなど適切な事故防止の措置をとるものとする。

4 入場口に多数の人が集まり、入場開始と同時に場内に殺到するおそれがあるときは、群衆を整理する等の措置をとり、転倒事故の防止を図るものとする。

第9 群衆の整理

1 著しく混雑し、または著しい混雑が予想されるときは、群衆を区切り、整列させ、又は誘導するなどの混雑緩和の措置をとるものとする。

2 適宜、適切な現場広報、親切、丁寧な公衆応接等により、群衆の理解と協力を得て、現場の状況に応じた整理を行うものとする。

第10 交通規制

交通規制を行うときは、交通部交通規制課と緊密な連絡をとり、周辺の交通情勢を十分検討して付近住民、通行車両等に必要以上の迷惑を掛けないようにするものとする。

第11 犯罪の予防検挙

1 広報活動を活発に行い、被害を予防するための注意、被害が発生した時の早期届出等について徹底するものとする。

2 犯罪が発生するおそれのある暗やみについては、照明施設を設置するものとする。

3 私服の警備要員は、すり、置引き、かっぱらい、痴漢、ノミ行為等の検挙及び少年補導を重点に活動するものとする。

第12 広報活動

広報活動は、次の事項に留意し、積極的、計画的及び継続的に行うものとする。

(1) 行事等の内容、交通規制、交通機関等について、事前に広報すること。

(2) 不穏な群衆心理の発現を未然に防止し、併せて事故防止上の注意を促すため、適宜、適切な現場広報を行うこと。

なお、広報文案は事前に準備し、用語は平易なものとする。

(3) 警備本部、警備詰所、救護所等の設置場所、遺失及び拾得の届出場所等については、表示しておくとともに、適宜現場広報を行うこと。

第13 装備資機材の活用

雑踏警備実施に当たっては、通信機器その他の装備資機材を活用して事件事故等の防止に努めるものとする。

なお、警察本部で保有する装備資機材の貸出しを必要とするときは、事前に本部長に申請（警察本部主管課経由）すること。

第14 教養

警備要員に対する教養に当たっては、次の事項について徹底しておくものとする。

(1) 治安警備実施とは本質的に異なることなど雑踏警備実施の特殊性について自覚させること。

(2) 常に親切を旨とし、泥酔者等のいやがらせに対しても不用意な言動はしないこと

(3) 警備本部等への報告、連絡を活発に行うとともに、雑踏警備実施全体の状況の掌握に努めること。

第 15 事件事故発生時の措置

事件事故が発生した時は、次の事項に留意して迅速に対処しなければならない。

- (1) 冷静沈着に、事件事故の拡大防止と負傷者の救護に最善の努力を払うこと。
- (2) 事件事故現場の群衆から負傷者を隔離するとともに、救護活動に必要な道路及び場所を確保すること。
- (3) 効果的な広報活動によって人心の安定を図ること。
- (4) 軽易な事件事故の処理に気をとられ、他の警備に間隙を生じないようにすること

第 16 紛争事案に対する措置

紛争事案が発生し、又は発生が予想されるときは、迅速に次の措置をとらなければならない。

- (1) 所轄警察署長は、速やかに事案の概要を本部長に報告（地域課経由）し、併せて警備要員の応援派遣要請を行うこと。ただし、事案が緊迫しているときは、可能な限り自署員を増強するとともに、直接地域部自動車警ら隊長、隣接警察署長等に警備要員の応援派遣要請を行うことができる。
- (2) 地域部地域課長は、刑事部捜査第一課長、地域部通信指令課長、警備部警備課長その他関係所属長に通報のうえ、事案の状況に応じて部隊の応援派遣の措置等をとること。

第 17 報 告

雑踏警備実施に関する報告は、次の要領により、本部長に行うものとする。

- (1) 雑踏警備実施計画を策定したときは、実施の 5 日前までに書面報告すること。ただし、軽易なものは、この限りでない。
- (2) 前記（ 1 ）の規定により報告した雑踏警備を実施したときは、速やかに次の事項を電話報告すること。
 - ア 実施時間
 - イ 延べ参集人員及び車両台数
 - ウ 最盛時の参集人員
 - エ 警察の警備要員数（自署員とその他の者を区別する。）
 - オ 主催者側の警備要員数（ガードマンとその他の者を区別する。）
 - カ 取扱事項（公営競技については、売上金額を含む。）
- (3) 紛争事案のほか、特異な事件事故が発生したときは、速やかに電話報告するとともに、事後書面報告すること。